

川崎市高津区公告第86号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年12月19日

川崎市高津区長 白井 豊一

年 度	科 目	期 別	滞 納 处 分 に 着 手 し 得 る 日	件 数 ・ 備 考
零 話 7 年 度	国 民 健 康 保 険 料	第 1 期 分	令 和 8 年 1 月 6 日	計 1 件
零 話 7 年 度	国 民 健 康 保 険 料	第 3 期 分	令 和 8 年 1 月 6 日	計 8 件
零 話 7 年 度	国 民 健 康 保 険 料	第 4 期 分	令 和 8 年 1 月 6 日	計 11 件
令 和 7 年 度	国 民 健 康 保 険 料	第 5 期 分	令 和 8 年 1 月 6 日	計 41 件

別紙省略